

安曇野市公園愛護活動交付金について

1 安曇野市公園愛護会とは

公園愛護会とは、地域住民の方により組織された、公園の清掃や草取りなどの愛護活動を行うボランティア団体です。公園愛護活動を奨励するため、公園愛護会に対して必要な経費の一部を交付金として交付します。

※原則として1公園につき、1公園愛護会となります。

2 公園愛護活動とは

園内の日常的な清掃などの美化活動、草取り作業や落ち葉拾い、水道やトイレ清掃、消耗品、トイレトーパーの購入及び補充など（トイレのある公園）、花壇や中低木等の剪定等になります。

※公園愛護活動はいずれか1つ以上の活動を月に1回以上行ってください。

3 公園愛護活動の交付金

- ①基本額は、1年度あたり公園の面積に35.11円を乗じて得た額を上限とします。
- ②芝生の清掃を行うときは、芝生清掃費として1年度あたり20,000円を加算します。
- ③トイレ施設の清掃を行わないときまたはトイレ施設がないときは、トイレ施設清掃費として1年度あたり32,000円を減額します。
- ④発生した草や落ち葉を公園愛護会で処分するときは、草の処分費として1年度あたり公園面積に10円を乗じて得た額を加算します。
- ④市長が必要と認める活動について、交付金を加算する場合があります。

4 注意点

- ・愛護会の設立については、前年度3月までに事前に市にご相談ください。
- ・公園愛護活動は月に1回以上行ってください。
- ・3月の実績報告の際、作業写真の提出をお願いしております。活動時に準備をお願いします。
- ・令和5年度から安曇野市公園愛護活動交付金交付要綱が一部改正し、様式が変更になりましたのでご注意ください。